

医学部の収容定員変更の趣旨等を記載した書類

ア 収容定員変更の内容

山梨大学医学部医学科の平成 20 年度以降の入学定員については、平成 20 年度に「新医師確保総合対策」に基づき平成 29 年度までの期限を付した 10 名の臨時定員増を、平成 21 年度に「緊急医師確保対策」に基づき平成 29 年度までの期限を付した 5 名の臨時定員増を、また、平成 21 年度に「経済財政改革の基本方針 2008」に基づき 5 名の恒久定員増をそれぞれ実施した。

平成 29 年度を期限とする 15 名の入学定員について、平成 31 年度までの期限を付した再度の入学定員増を行い、平成 30 年度の入学定員を再度の定員増を行わなかった場合の 110 名から 125 名に変更する。

これにあわせて、収容定員についても平成 31 年度までの期限を付した臨時の入学定員増を踏まえ、再度の定員増を行わなかった場合の 640 名から 670 名に変更する。

イ 収容定員変更の必要性

医学部は、県内唯一の医師養成機関として、医師不足が深刻な地域や診療科の医療を担うことのできる医師を養成し、県内医療機関との連携により地域医療の安定を担っている。

山梨県は、慢性的に医師不足の状況にあるため医師不足解消を図る手段として、県が平成 19 年度に「山梨県医師修学資金貸与制度」（資料 1）を創設し、将来県内において医師業務に従事する意思のある学生に対し、返還免除要件付きの奨学金を給付し、医学部学生の確保に乗り出した。

奨学金の返還免除要件として、創設当初は、医師免許取得後の一定期間内に決められた期間だけ県内の公立病院等に勤務することとしていたが、平成 24 年度貸与学生からは、卒後臨床研修を県内の病院で行うことを条件に追加し、現在に至っている。

本学は、「新医師確保総合対策」に基づき、平成 20 年度から平成 29 年度までの間に 10 人の臨時定員増を、平成 21 年度には「緊急医師確保対策」に基づく平成 29 年度までの 5 人の臨時定員増と、「経済財政改革の基本方針 2008」に基づく 5 人の恒久定員増をそれぞれ実施した。

さらに、平成 22 年度には、「緊急臨時的医師確保（経済財政改革の基本方針 2009 地域枠）」に基づき、平成 31 年度までの間に 5 人の臨時定員増を実施し、これらの対策により、入学定員を 100 人から 125 人に増員した。

これら定員増に伴い、平成 20 年度から、推薦による地域枠の入学試験を開始した。その後、県外高等学校卒業生も対象とする地域枠Ⅱを一時的に設けたが、現在は県内高等学校出身者のみを対象（入学定員 35 名）としている。

このような取り組みを実施しているにも関わらず、平成 26 年度の山梨県における人口 10 万人当たりの医師総数は、全国平均 244.9 人に対し、230.2 人（資料 2）と下回っており、平成 20 年度の 211.8 人（全国平均 224.5 人）

(資料3)からは増加しているものの、依然医師不足は解消されていない。

山梨県は、県面積の約8割が山間地域という特性があり、地域別の人口10万人当たりの医師総数の内訳は、県都市部の中北地区における286.2人に対し、県郡部の峡東地区においては192.9人、富士・東部地区においては148.9人、峡南地区においては120.9人と大きな開きがあり、地域差が最大2.4倍と地域偏在が顕著となっている。(資料2)

このような状況から、今後も医師不足と地域偏在の解消に向け、取り組みを推進していく必要がある。

地域枠入試導入後の卒業生の県内就職率は、一般入試入学者の29.5%に対し、地域枠卒業生の県内就職率は78.4%と高く、地域枠制度は本県の医師確保の手段として大きな成果を上げている。(資料4)

以上のことから、平成29年度が期限となっている医学部臨時定員の延長による入学定員15名の増員を、平成31年度までの2年間、延長申請するものである。

ウ 収容定員変更に伴う教育課程等の変更内容

医学部医学科の教育課程、教育方法等については、現在の内容で引き続き実施していくこととしており、変更は伴わない。

なお、現在の実施方法等は、次のとおりである。

(ア) 教育課程等

地域医療の現状と魅力を理解し、地域医療に従事する意識を向上させるため、「地域医療学(2年次1単位及び3年次2単位必修)」を開講するとともに、1年次にECE(早期臨床体験実習)(資料5)、2年次に防災訓練への参加、3年次に救急車同乗実習、4年次には地域医療問題についてのフィールド研究を行うなど、地域での実習を中心としたカリキュラム(資料6)を編成して必修とし、毎年実習終了後には、履修者全員が報告書を作成することとしている。

これらの実習以外にも、3～4年次を中心に、任意で在宅医療実習、地域病院実習を行っている。

また、6年次には、社会医学実習として約3分の1の学生が3日間程度の診療所(開業医)実習を選択している。これらは、原則として県内の医療機関で実施されているが、講義・講演の講師も、地域中核病院の病院長や開業医、県の医療行政担当者、がん患者等、幅広い分野の方々に依頼しており、地域医療への関心を高める内容としている。さらに、5年次以降は、臨床実習(資料7)における山梨県立中央病院での実習を通じ、地域医療をより体験できる機会を設けている。

地域医療学では、地域における医師の偏在が住民生活へ及ぼす影響、医療政策に伴う特定検診・特定保健指導の実施等について、医療経済学的視点から理解できるよう指導しており、今後増加が予想される在

宅医療・在宅看護についても、実習や講義を通じて理解を深めさせている。

(イ) 教育方法及び履修指導方法

地域医療に従事する意欲を高めるため、講義・演習（討論）・実習を各学年にバランス良く配置するなどの配慮をしている。

講義は、地域医療学講座担当教員を中心に、県内の病院及び診療所の医師が現状に基づいた内容で実施するとともに、医療関係者だけでなく、行政担当者、患者の会等、幅広い分野の方々にも依頼し、より広範な知識の習得を目指している。

地域医療学のグループ別フィールド研究では、グループごとに指導教員を配置し、研究の進捗状況を定期的を確認するとともに、学生への助言者として研究のサポートにあたる。研究の成果は、発表会形式で報告させている。

実習については、県内の地域医療を支えている多数の病院・診療所に依頼するとともに、山梨県医師会及び山梨大学開業医会にも協力を求めるなど、円滑に実習ができるよう配慮しており、また、救急車同乗実習では、県内の各消防署の協力により実施している。

これらの科目に関しては、地域医療学講座担当教員が中心となってコーディネートし、各講座の協力により、学生に対してきめ細やかな指導を行っている。

(ウ) 教員組織及び施設・設備

教育を行うために必要な専任教員を適切に配置している。また、十分な施設・設備を整えている。

エ その他

本学では、県内の医師不足と地域偏在の解消を図るため、次のような組織変更を行った。

「山梨県地域医療支援センター」

平成 25 年度に、医学部附属病院内に地域卒業医師等のキャリア形成支援と地域の医師不足病院の医師確保の支援を一体的に行うことを目的とした「山梨県地域医療支援センター」を県と本学の連携により設置した。（資料 8）

同センターでは、医師不足の現況等の把握・分析を行い、また、地域卒業医師に対する臨床研修・研究などのキャリア形成支援により、医師不足と地域偏在の解決に取り組んでいる。

医学部の収容定員変更の趣旨等を記載した書類資料一覧

- 資料 1 山梨県医師修学資金貸与制度のしおり（平成 29 年度版）
- 資料 2 山梨県の医師の状況（平成 26 年 12 月 31 日現在）
- 資料 3 山梨県の医師の状況（平成 20 年 12 月 31 日現在）
- 資料 4 卒業生就職先内訳
- 資料 5 学部入門ゼミ（ECE）シラバス
- 資料 6 地域医療学シラバス
- 資料 7 平成 29 年度臨床実習各科ローテーション表
- 資料 8 山梨県地域医療支援センターについて

山梨県医師修学資金貸与制度 のしおり

(平成 29 年度版)

山梨県福祉保健部 医務課

目 次

第 1	制度のあらまし	1
第 2	申込み手続き	3
第 3	貸与の決定	5
第 4	貸与契約の解除、貸与の休止・保留	6
第 5	返還の免除	7
第 6	返還・猶予	10
第 7	異動と届出	11

第 1 制度のあらまし

山梨県医師修学資金制度は、将来、山梨県内の公立病院等の医師として従事しようとする医学生等に対して、山梨県が修学資金を貸与する制度です。

貸与を受けた医学生等が、医師免許取得後、一定期間、県内の公立病院等で勤務した場合、修学資金の返還が免除されます。

種 別	第一種医師修学資金	第二種医師修学資金	第三種医師修学資金
貸与対象者	<p>次の要件を全て満たす者</p> <p>①大学の医学を履修する課程（※1）に在学していること</p> <p>②将来、県内の公立病院等（※2）に医師として勤務する意思があること</p>	<p>次の要件を全て満たす者</p> <p>①・山梨大学医学部医学科に在学していること</p> <p>又は</p> <p>・北里大学若しくは東京医科大学の医学部医学科に山梨県地域枠で入学し、在学していること</p> <p>②将来、県内の特定公立病院等（※4）に医師として勤務する意思があること</p>	<p>次の要件を全て満たす者</p> <p>①山梨大学大学院の医学を履修する課程に在学していること</p> <p>②医師免許を取得していること</p> <p>③将来、県内の公立病院等（※2）に医師として勤務しようとする意思があること</p>
貸与月額	50,000円	130,000円	50,000円
貸与人数	<p>①山梨大学：35人</p> <p>・地域枠入学者を優先</p> <p>②県外大学：5人</p> <p>・1年生を優先するが、貸与枠に余裕がある場合、<u>2年生以上にも貸与する。</u></p> <p>・貸与人数については目安であり、調整する場合がある。</p>	<p>①山梨大学</p> <p>1年生：15人</p> <p>・地域枠入学者を優先</p> <p>②北里大学・</p> <p>東京医科大学</p> <p>1年生：2人</p> <p>・地域枠入学者のみ</p> <p>・貸与人数については目安であり、調整する場合がある。</p>	<p>○山梨大学大学院</p> <p>1年生：5人</p> <p>・貸与人数については目安であり、調整する場合がある。</p>

種 別	第一種医師修学資金	第二種医師修学資金	第三種医師修学資金
貸与期間	貸与決定の年から、大学の正規の修業年限まで	同 左	貸与決定の年から、大学院の正規の修業年限まで
返還債務免除要件	次の要件を全て満たした場合 ①卒業後2年以内に医師の免許を取得 ②医師免許取得後、6年を経過するまでに3年間、県内の公立病院等（※2）において医師の業務に従事 <u>③県内病院が実施する臨床研修を修了（※5）</u>	次の要件を全て満たした場合 ①卒業後2年以内に医師の免許を取得 ②医師免許取得後、貸与期間の5/2に相当する期間を経過するまでに貸与期間の3/2に相当する期間、知事が指定する（※3）県内の特定公立病院等（※4）において医師の業務に従事 <u>③県内病院が実施する臨床研修を修了（※5）</u>	次の要件を全て満たした場合 ○修了又は退学後直ちに3年間、県内の公立病院等において医師の業務に従事

（※1）自治医科大学及び産業医科大学は除く。

（※2）（※4）別表「返還免除の対象となる医療機関一覧」（P8）参照

（※3）知事の指定は、平成27年度以降の新規貸与者が対象となります。指定は、山梨県地域医療支援センター（本人のキャリア形成と一体的に医師不足病院の医師確保を支援するため山梨大学医学部附属病院と山梨県が共同で設置している機関）で調整した後に行います。

（※5）県内病院での臨床研修修了は、平成24年度以降の新規貸与者が対象となります。（ただし、北里大学山梨県地域枠入学者、東京医科大学の第2種受給者は除きます。）

注 貸与の決定、契約の締結に当たっては、必要に応じ、面接等を実施いたします。また、貸与契約締結期間中は、必要に応じ、報告を求め、又は面接・面談等を実施します。

第 2 申込み手続き

山梨大学医学部生・山梨大学大学院生の方へ

募集期間内に、「医師修学資金貸与申請書」（第 1 号様式）に次の書類を添えて、山梨大学甲府キャンパス又は医学部キャンパスへ申込みをしてください。

医師修学資金貸与申請書類

- 医師修学資金貸与申請書（第 1 号様式）
- 本人の住民票の写し（本籍の記載されたもの。申請の日前 2 月以内に発行されたもの）
- ※注 個人番号が記載された住民票の写しは受理できませんので、記載しないようにしてください。
- 連帯保証人の平成 28 年分所得を証明する書類
（別紙所得証明用紙に連帯保証人が必要事項を記入し、記名捺印したもの）
- 連帯保証人の印鑑証明書
※ 連帯保証人について
申請に当たっては、以下の要件を満たす 2 名の連帯保証人が必要となります。
 - ① 独立の生計を営む者
 - ② 修学資金の貸与を受ける者が未成年者の場合は、連帯保証人のうち一人は、親権者又は後見人
- 医師免許証の写し（第 3 種医師修学資金の貸与申請者のみ）

問合せ・申込み先

- 山梨大学甲府キャンパス
山梨大学教学支援部学生支援課奨学支援グループ
〒400-8510 山梨県甲府市武田 4 丁目 4 - 3 7 Tel 055-220-8053
- 山梨大学医学部キャンパス
山梨大学教学支援部学務課福利担当
〒409-3898 山梨県中央市下河東 1 1 1 0 Tel 055-273-9346

北里大学医学部生（山梨県地域枠入学者）の方へ

募集期間内に、「医師修学資金貸与申請書」（第 1 号様式）に次の書類を添えて、北里大学医学部事務室へ申込みをしてください。

医師修学資金貸与申請書類

- 医師修学資金貸与申請書（第 1 号様式）
- 本人の住民票の写し（本籍の記載されたもの。申請の日前 2 月以内に発行されたもの）
- 連帯保証人の平成 28 年分所得を証明する書類
（別紙所得証明用紙に連帯保証人が必要事項を記入し、記名捺印したもの）
- 連帯保証人の印鑑証明書
※ 連帯保証人について
申請に当たっては、以下の要件を満たす 2 名の連帯保証人が必要となります。
 - ① 独立の生計を営む者
 - ② 修学資金の貸与を受ける者が未成年者の場合は、連帯保証人のうち一人は、親権者又は後見人

問合せ・申込み先

- 北里大学医学部入試係
〒252-0374 神奈川県相模原市南区北里 1 - 1 5 - 1 Tel 042-778-9306

東京医科大学（山梨県地域枠入学者）の方へ

募集期間内に、「医師修学資金貸与申請書」（第1号様式）に次の書類を添えて、東京医科大学医学部事務室へ申込みをしてください。

医師修学資金貸与申請書類

- 医師修学資金貸与申請書（第1号様式）
- 本人の住民票の写し（本籍の記載されたもの。申請の日前2月以内に発行されたもの）
- 連帯保証人の平成28年分所得を証明する書類
（別紙所得証明用紙に連帯保証人が必要事項を記入し、記名捺印したもの）
- 連帯保証人の印鑑証明書
 - ※ 連帯保証人について
申請に当たっては、以下の要件を満たす2名の連帯保証人が必要となります。
 - ① 独立の生計を営む者
 - ② 修学資金の貸与を受ける者が未成年者の場合は、連帯保証人のうち一人は、親権者又は後見人

問合せ・申込み先

東京医科大学医学部医学科学務課

〒160-8402 東京都新宿区新宿6-1-1 Tel 03-3351-6141(内線266)

県外大学医学部生の方へ

募集期間内に、「医師修学資金貸与申請書」（第1号様式）に次の書類を添えて、山梨県医務課まで申込みをしてください。

医師修学資金貸与申請書類

- 医師修学資金貸与申請書（第1号様式）
- 本人の住民票の写し（本籍の記載されたもの。申請の日前2月以内に発行されたもの）
- 連帯保証人の平成28年分所得を証明する書類
（別紙所得証明用紙に連帯保証人が必要事項を記入し、記名捺印したもの）
- 連帯保証人の印鑑証明書
 - ※ 連帯保証人について
申請に当たっては、以下の要件を満たす2名の連帯保証人が必要となります。
 - ① 独立の生計を営む者
 - ② 修学資金の貸与を受ける者が未成年者の場合は、連帯保証人のうち一人は、親権者又は後見人
- 在学証明書
- レポート（地域医療に対する考えを800字程度で）

問合せ・申込み先

山梨県福祉保健部医務課 医療企画担当

〒400-8501 山梨県甲府市丸の内1-6-1

Tel 055-223-1480 Fax 055-223-1486

第 3 貸与の決定

申請者から「医師修学資金貸与申請書」の提出があった後、山梨県において書類審査を行い、その結果について直接申請者あて郵送します。

山梨県が貸与を決定すべきと判断した方については、その後山梨県との間で速やかに契約を取り交わし、修学資金の貸与を開始します。

1 契約の締結

- 「医師修学資金貸与契約書」（第 2 号様式）：2 通

《手順》

- ① 医学生と連帯保証人が記名、捺印（印鑑登録されているもの）
- ② 2 通の内、1 通に所定の金額の収入印紙を貼付、医学生が割印を捺印
- ③ 貸与決定通知を受けた日から 2 週間以内に 2 通とも山梨県に提出
- ④ 山梨県において、知事印捺印後、1 通を医学生あて返送（契約書は保管をお願いします。）

※収入印紙の額

貸与開始時の学年	第 1 種	第 2 種	第 3 種
1 学年	2,000円	10,000円	2,000円
2 学年	2,000円	10,000円	2,000円
3 学年	2,000円	10,000円	2,000円
4 学年	2,000円	2,000円	1,000円
5 学年	2,000円	2,000円	
6 学年	1,000円	2,000円	

※提出方法については、貸与の決定を通知する際に併せて案内しますが、山梨県在住の方は原則として、指定された期間・場所（山梨大学武田キャンパス又は山梨県庁福祉保健部医務課を予定）へ書類を直接持参してください。

- 「医師修学資金口座届」（別紙 1）：1 通
上記契約書とともに山梨県に提出してください。

2 修学資金の貸与

- 貸与期間については、決定のあった年度の 4 月 1 日から貸与されるものとして取扱います。
- 3 ヶ月分を一括して、6 月頃（4～6 月分）、7 月（7～9 月分）、10 月（10～12 月分）、1 月（1～3 月分）に指定された銀行口座に振り込む予定です。
ただし、貸与 1 年目については、貸与決定の事務処理上、4 月から 9 月分を 7 月にまとめて振り込む予定です。
- 修学生は、修学資金の全額の貸与を受けた際には、「医師修学資金・医師研修資金借用証書」（第 4 号様式）を提出する必要があります。

第 4 貸与契約の解除、貸与の休止・保留

1 貸与契約の解除

修学資金貸与者が、次のいずれかに該当するときは、修学資金の貸与契約は解除されます。

- 退学したとき
- 心身の故障のため修学の見込みがなくなると認められるとき
- 学業成績が著しく不良となったと認められるとき
- 修学資金の貸与を受けることを辞退したとき
- 死亡したとき
- その他修学資金の貸与の目的を達成できなくなると認められるとき

貸与契約が解除された場合、修学資金の返還義務が生じます。（P 10 参照）

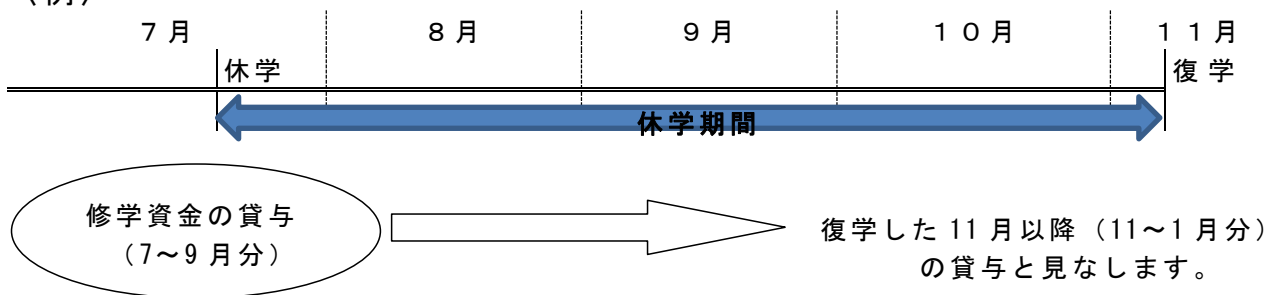
※返還の免除及び猶予については、P 7～10 参照

2 貸与の休止・保留

(1) 貸与の休止

- 修学生が休学し、又は停学の処分を受けたとき：復学するまでの期間（休止以前に既に貸与された修学資金は、修学生が復学した後の分として貸与されたものと見なします。）

〈例〉



- 修学生が留年したとき：進級するまでの期間

(2) 貸与の一時保留

- 修学生が正当な理由がなく、毎年4月15日までに前年度の学業成績証明書提出しなかったとき

第 5 返還の免除

1 返還免除

以下の要件を全て満たすこととなった場合には、修学資金の返還の債務が全額免除されます。

また、返還債務の免除を受けるために医師の業務に従事している期間中に、業務上の理由により死亡し、又は業務に起因する心身の故障のため医師の業務に従事することができなくなった場合についても、全額免除されます。

(1) 第一種医師修学資金

- 大学を卒業した日から起算して2年以内に医師免許を取得していること
- 医師免許を取得した日の属する月から起算して、6年を経過する月までの間（災害、疾病その他やむを得ない理由により医師の業務に従事できない期間は算入しない）に、3年間、山梨県内の公立病院等において医師の業務に従事すること
- 県内の病院が実施する医師法第16条の2第1項に規定する臨床研修を修了すること（平成24年度以降に新規貸与を受けた場合）

(2) 第二種医師修学資金

- 大学を卒業した日から起算して2年以内に医師免許を取得していること
- 医師免許を取得した日の属する月から起算して、修学資金の貸与を受けた期間の5/2に相当する期間を経過する月までの間（災害、疾病その他やむを得ない理由により医師の業務に従事できない期間は算入しない）に、貸与を受けた期間の3/2に相当する期間、知事が指定する県内の特定公立病院等において医師の業務に従事すること
- ※ 6年間貸与を受けた場合は15年経過するまでに9年間従事。
- ※ 知事の指定は、平成27年度以降に新規貸与を受けた方が対象です。
知事の指定は、山梨県地域医療支援センター（本人のキャリア形成と一体的に医師不足病院の医師確保を支援するため山梨大学医学部附属病院と山梨県が共同で設置している機関）で調整した後に行います。
- 県内の病院が実施する医師法第16条の2第1項に規定する臨床研修を修了すること（平成24年度以降に新規貸与を受けた場合）

〈例〉 第二種医師修学資金の貸与を6年間受けた場合

1年目	2年目	3年目	4年目	5年目	6年目	7年目	8年目	9年目	10年目	11年目	12年目	13年目	14年目	15年目
県内1	県内2	県内3	県内4	県内5	県外	県外	県外	県内6	県内7	県内8	県内9			

① 卒業後2年以内に医師免許取得

② 県内病院で初期臨床研修修了

※ 県内勤務は連続しなくとも可

③ 15年経過までに9年間、知事が指定する特定公立病院等に勤務

返還免除

(3) 第三種医師修学資金

- 大学院の課程を修了、又は退学した日の属する月の翌月から引き続いて、3年間（災害、疾病その他やむを得ない理由により医師の業務に従事できない期間は算入しない）、山梨県内の公立病院等において医師の業務に従事すること

※「公立病院等」「特定公立病院等」（返還免除の対象となる医療機関一覧）

下表の医療機関は、全て「山梨県内の公立病院等」に該当する医療機関です。

そのうちの、 は、「山梨県内の特定公立病院等（第2種の対象）」に該当する医療機関です。
（平成29年4月1日現在）

施設名	開設者	所在地
独立行政法人国立病院機構甲府病院	(独)国立病院機構	甲府市天神町 11-35
山梨大学医学部附属病院	国立大学法人山梨大学	中央市下河東 1110
山梨県立中央病院	山梨県	甲府市富士見 1-1-1
市立甲府病院	甲府市	甲府市増坪町 366
独立行政法人地域医療推進機構山梨病院	(独)地域医療機能推進機構	甲府市朝日 3-8-31
武川病院	医療法人武川会	昭和町飯喰 1277
甲府城南病院	医療法人慈光会	甲府市上町 753-1
甲府脳神経外科病院	医療法人篠原会	甲府市酒折 1-16-18
甲府共立病院	(公社)山梨勤労者医療協会	甲府市宝 1-9-1
三枝病院	医療法人社団慈成会	甲斐市竜王新町 1440
山梨県立あけぼの医療福祉センター	山梨県	韮崎市旭町上條南割 3313-1
山梨県立北病院	山梨県	韮崎市旭町上條南割 3314-13
韮崎市国民健康保険 韮崎市立病院	韮崎市	韮崎市本町 3-5-3
北杜市立甲陽病院	北杜市	北杜市長坂町大八田 3954
北杜市立塩川病院	北杜市	北杜市須玉町藤田 773
韮崎相互病院	医療法人聴心会	韮崎市本町 1-16-2
巨摩共立病院	(公社)山梨勤労者医療協会	南アルプス市桃園 340
医療法人徳洲会 白根徳洲会病院	医療法人徳洲会	南アルプス市西野 2294-2
山梨市立牧丘病院	山梨市	山梨市牧丘町窪平 302-2
甲州市立勝沼病院	甲州市	甲州市勝沼町勝沼 950
加納岩総合病院	社会医療法人加納岩	山梨市上神内川 1309
財団法人山梨厚生会 山梨厚生病院	財団法人山梨厚生会	山梨市落合 860
塩山市民病院	財団法人山梨厚生会	甲州市塩山西広門田 433-1
医療法人康麗会 笛吹中央病院	医療法人康麗会	笛吹市石和町市部 47-1
一宮温泉病院	医療法人桃花会	笛吹市一宮町坪井 1745
石和共立病院	(公社)山梨勤労者医療協会	笛吹市石和町広瀬 623
身延町早川町国民健康保険病院一部事務組合立 飯富病院	身延町早川町国民健康保険病院一部事務組合	身延町飯富 1628
峡南医療センター企業団市川三郷町立病院	峡南医療センター企業団	市川三郷町市川大門 428-1
峡南医療センター企業団富士川病院	峡南医療センター企業団	鰍沢町起 340-1
医療法人峡南病院	医療法人峡南病院	鰍沢町 1806
公益財団法人 身延山病院	(公財)身延山病院	身延町梅平 2483
国民健康保険 富士吉田市立病院	富士吉田市	富士吉田市上吉田 6530

山梨赤十字病院	日本赤十字社山梨県支部	富士河口湖町船津剣丸尾 6663-1
大月市立中央病院	大月市	大月市大月町花咲 1225
都留市立病院	都留市	都留市つる 5-1-55
上野原市立病院	上野原市	上野原市上野原 3195
医療法人社団青虎会ツル虎ノ門外科リハビリテーション病院	医療法人社団青虎会	都留市四日市場 188
その他県、市町村、国民健康保険組合が開設する診療所		
※下記 8 病院は、平成 28 年度から新たに返還免除の対象となった医療機関		
住吉病院	(公財) 住吉偕成会	甲府市住吉 4-10-32
山角病院	医療法人山角会	甲府市美咲 1-6-10
HANAZONOホスピタル	(公財) リヴィーズ	甲府市和田町 2968
回生堂病院	医療法人回生堂病院	都留市四日市場 270
日下部記念病院	社会医療法人加納岩	山梨市上神内川 1363
韮崎東ヶ丘病院	医療法人韮崎東ヶ丘病院	韮崎市穂坂町宮久保 1216
峡西病院	医療法人南山会	南アルプス市下宮地 421
三生会病院	(公財) 三成会	上野原市上野原 1185

2 勤務期間の計算

- 勤務期間については、勤務を始めた日の属する月から、勤務しなくなった日の属する月までの月数により計算します。
休職（停職）の期間があるときは、休職（停職）になった日の属する月から休職（停職）が終了した日の属する月までは勤務期間から除かれます。
- 原則として常勤医（1週間当たり31時間以上勤務する非常勤医を含む）として勤務していた期間を勤務期間として取り扱います。
なお、勤務しながら山梨大学医学部大学院の医学を履修する課程に在学している場合も、対象医療機関で勤務していれば返還債務免除のための期間として取り扱います。

3 裁量免除

修学資金の貸与を受けた者が、死亡、重度心身障害その他やむを得ない理由により貸与を受けた修学資金を返還することができなくなったときは、知事の裁量により、返還義務が免除される場合があります。

4 免除の申請

修学資金の返還の免除を受けようとする場合には、免除事由が生じた後速やかに「医師修学資金・医師研修資金返還債務免除申請書」（第6号様式）を提出してください。

《医師修学資金・医師研修資金返還債務免除申請書 添付書類》

- 免除事由に該当することを証明する書類
(例) 当然免除の場合 就業証明書（別紙4）（全勤務機関分）
裁量免除の場合 心身の故障を証明する医師の診断書等

第 6 返還・猶予

1 返 還

修学資金貸与者が、次のいずれかに該当するときは、当該理由が生じた日の属する月の翌月の末日までに、貸与を受けた修学資金を全額返還しなければなりません。

- 修学資金の貸与契約が解除されたとき（P 6 参照）
- 修学資金の貸与を受けた者が、大学を卒業し、又は大学院の課程を修了し、若しくは退学した後、死亡したとき（免除になる場合を除く）
- 第一種医師修学資金又は第二種医師修学資金の貸与を受けた者が、大学を卒業した日から起算して 2 年以内に医師免許を取得することができなかったとき
- その他修学資金の貸与の目的を達成する見込みがなくなったと認められるとき

※ 正当な理由がなく修学資金を返還すべき日までにこれを返還しなかったときは、返還すべき額につき年 14.5%の割合で延滞利息を支払わなければなりません。

2 返還の猶予

修学資金貸与者が、次のいずれかに該当するときは、当該事由が継続する期間は、修学資金の返還の猶予が受けられます。

- 第一種医師修学資金又は第二種医師修学資金の貸与を受けた者が、引き続き大学に在学しているとき
- 第三種医師修学資金の貸与を受けた者が、引き続き大学院に在学しているとき
- 修学資金の貸与を受けた者が、災害、疾病その他やむを得ない理由により修学資金を返還することが困難であると認められるとき

3 返還の猶予の手続き

返還の猶予を受けようとする者は、猶予の事由が生じた日から起算して 14 日以内に「医師修学資金・医師研修資金返還債務猶予申請書」（第 7 号様式）に当該猶予の事由を証明する書類を添えて提出しなければなりません。

（例）災害の場合 市町村の発行する罹災証明書 など
 疾病の場合 医師の診断書 など

第 7 その他（異動と届出）

1 大学在学中、大学院在学中の届出

(1) 定期届出

毎年 4 月 15 日（修学資金の貸与が決定された日の属する年を除く。）までに、前年度の学業成績を証明する書類（学長等の証明のある成績証明書）を提出してください。

(2) 異動届出

次のいずれかに該当することとなった場合には、直ちに「状況届」（第 8 号様式）にその事実を証するに足る書類を添えて提出してください。

- 氏名、本籍又は住所を変更したとき
- 休学し又は国内外へ留学し、もしくは停学の処分を受け、又は復学したとき
- 留年したとき
- 退学したとき
- 卒業し、又は課程を修了したとき
- 連帯保証人の氏名、本籍、住所又は職業に変更があったとき
- 医師免許を取得したとき

2 大学卒業後、大学院修了（又は退学）後の届出

(1) 定期届出

毎年 4 月 15 日までに、同月 1 日現在の「現況届」（第 9 号様式）を提出してください。

(2) 異動届出

次のいずれかに該当することとなった場合には、直ちに「状況届」（第 8 号様式）にその事実を証するに足る書類を添えて提出してください。

- 氏名、本籍又は住所を変更したとき
- 連帯保証人の氏名、本籍、住所又は職業に変更があったとき
- 医師免許を取得したとき
- 医師の業務（臨床研修を含む）に従事し、又は従事しなくなったとき
- 医師の業務（臨床研修を含む）に従事する施設を変更したとき

3 その他の届出

- 修学資金受貸与者が死亡したとき
連帯保証人は、速やかに「死亡届」（第 10 号様式）を提出してください。
- 連帯保証人が死亡し、破産手続き開始の決定を受け、若しくは連帯保証人として適当でない事由が生じたとき又は連帯保証人を変更しようとするとき
新たに連帯保証人を定めて、速やかに「医師修学資金・医師研修資金保証人変更願」（第 3 号様式）に次に掲げる書類を添えて提出し、山梨県の承認を受ける必要があります。
 - ① 新たな連帯保証人の所得を証する書類
 - ② 新たな連帯保証人の印鑑証明書

【問合せ先】

- ◎ 山梨県福祉保健部医務課 医療企画担当
〒400-8501 山梨県甲府市丸の内 1-6-1
Tel 055-223-1480 Fax 055-223-1486

- ◎ 山梨大学甲府キャンパス
山梨大学教学支援部学生支援課奨学支援グループ
〒400-8510 山梨県甲府市武田 4丁目 4-37
Tel 055-220-8053

- ◎ 山梨大学医学部キャンパス
山梨大学教学支援部学務課福利担当
〒409-3898 山梨県中央市下河東 1110
Tel 055-273-9346

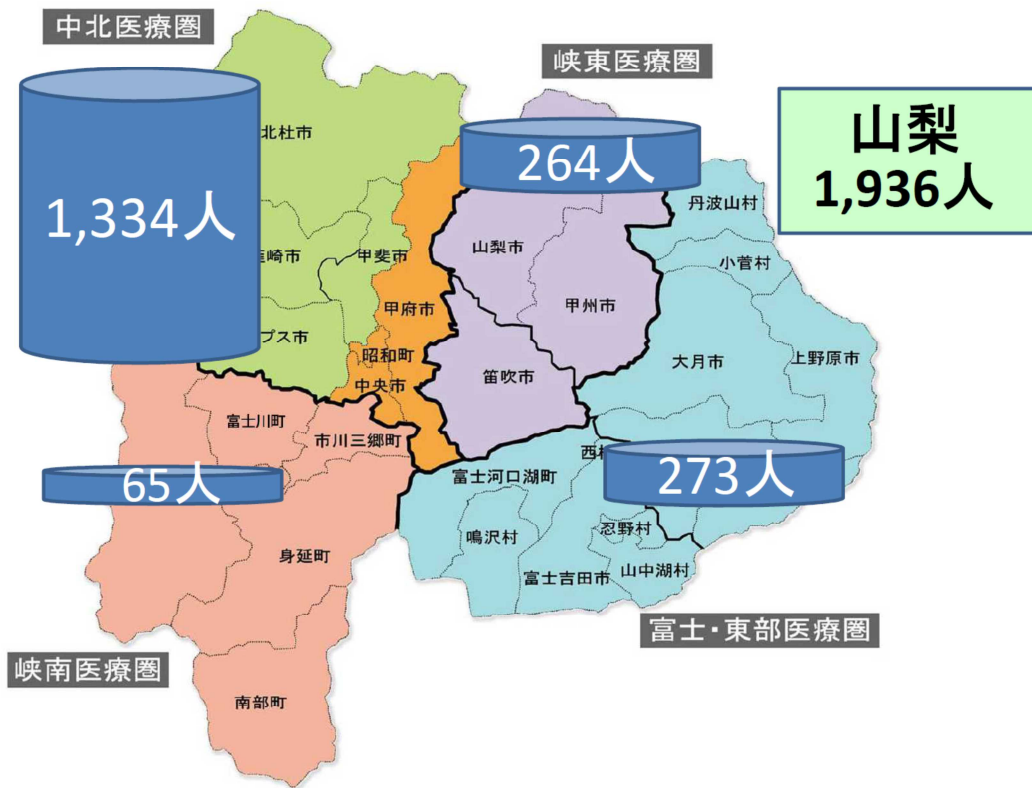
- ◎ 北里大学医学部入試係
〒252-0374 神奈川県相模原市南区北里 1-15-1
Tel 042-778-9306

- ◎ 東京医科大学事務局教育部医学科学学務課
〒160-8402 東京都新宿区新宿 6-1-1
Tel 03-3351-6141 (内線266)

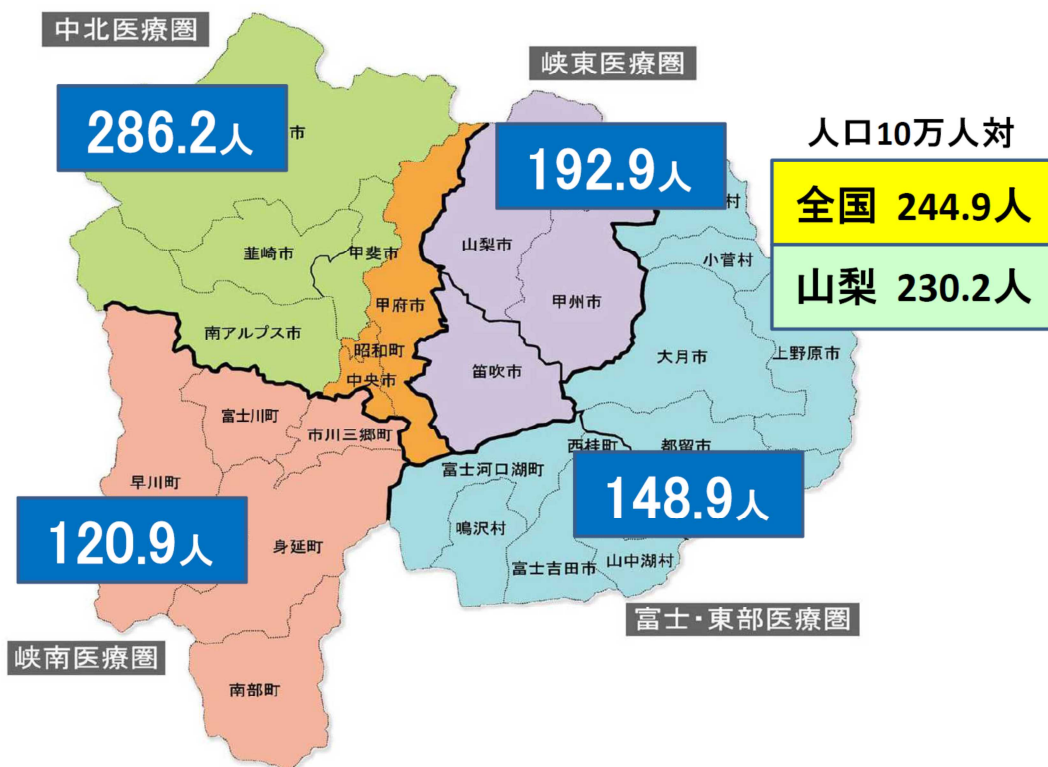
山梨県の医師の状況

(平成 26 年 12 月 31 現在 厚生労働省「医師・歯科医師・薬剤師調査」)

二次医療圏別の医師数(実数)



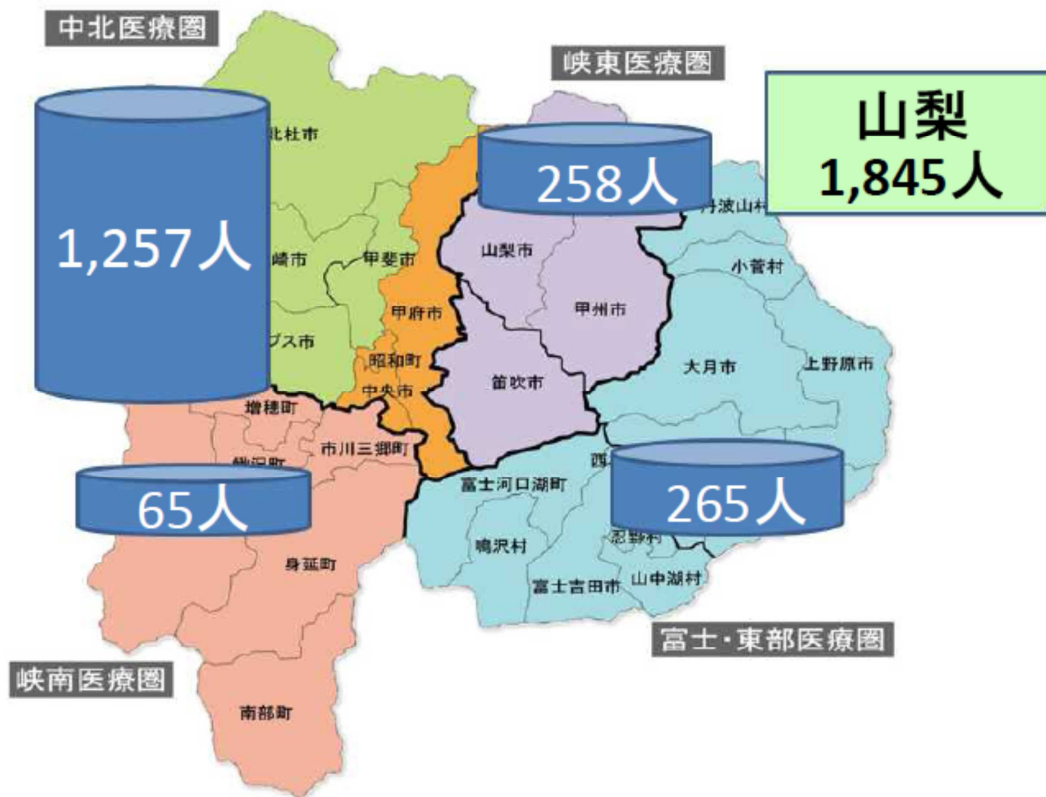
二次医療圏別の医師数(人口10万人対)



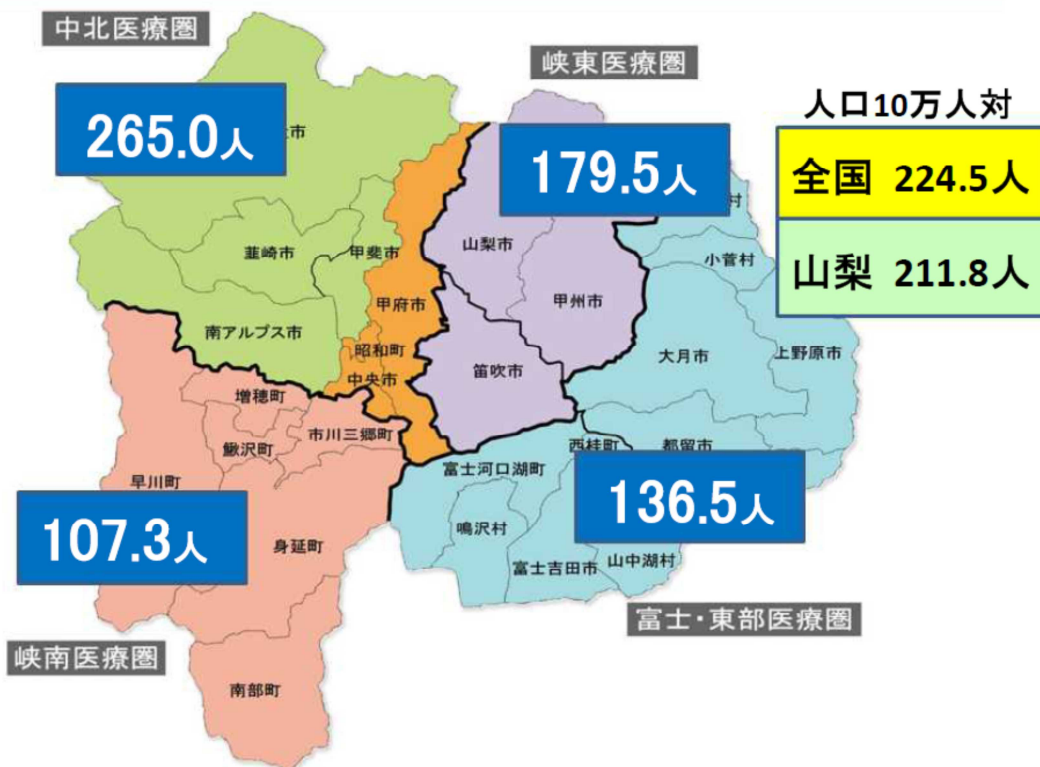
山梨県の医師の状況

(平成 20 年 12 月 31 現在 厚生労働省「医師・歯科医師・薬剤師調査」)

二次医療圏別の医師数(実数)



二次医療圏別の医師数(人口10万人対)



卒業生就職先内訳

卒業年度	地域枠入学者			一般入学者		
	卒業者数	県内就職者数	県内就職率	卒業者数	県内就職者数	県内就職率
H 2 5	24	20	83.3%	61	24	39.3%
H 2 6	27	21	77.8%	95	34	35.8%
H 2 7	27	24	88.9%	96	19	19.8%
H 2 8	33	22	66.7%	80	21	26.3%
計	111	87	78.4%	332	98	29.5%

注：1. 就職先は、卒業時である。

2. H28年度は、国家試験不合格者を除く。

学部入門ゼミ（ECE）シラバス

履修年次：1年次
 単位数：2単位
 必修・選択の別：必修

1. 学修目標

ECEは、医学部に入学したばかりの学生が早期に臨床現場を体験する実習である。多くの医学生は、医師になる強い意志をもって入学してきているはずではあるが、現実の病院や臨床現場を知る機会に恵まれていたとはいえない。これから取り組む医学、医療が何のためにあるのかをよく理解していない学生がいることは、医学教育上の大きな課題である。多くの入学生が将来働くことになる病院で、その医療の一部を早期に体験し、今後の学習に何が必要かを考える契機が必要である。そして、自ら、今後6年間の学習に対する意欲を維持する意欲を持つ必要がある。

ECE実習の事前学習として、臨床倫理（医の倫理）についての講義や地域医療の現場におられる先生方を外部医療機関より招いての講義、また、実習直前には、心得ておくべき接遇マナーについての研修も実施する。

2. 授業計画

国立甲府病院、市立甲府病院など山梨県の地域医療を担う病院にて、2日間、5名程のグループで、看護師の補助を行う（日程A・Bあり）。病院により実習内容に多少の違いはあるが、医療スタッフ、患者さんとのコミュニケーションが上手くとれることを期待している。病院はすべて、公共交通手段および徒歩等で到達できる。

【講義予定】木曜日4限

- | | |
|---------------------------|--------------------|
| ① 4月13日：「接遇研修－1」 | 東邦ホールディングス(株) 伊藤先生 |
| ② 4月20日：「地域病院における医師の役割－1」 | 加納岩総合病院副院長 浅利先生 |
| ③ 4月27日：「地域病院における医師の役割－2」 | 飯富病院院長 朝比奈先生 |
| ④ 5月11日：「総合診療とは」 | 針井准教授 |
| ⑤ 5月18日：「地域病院における医師の役割－3」 | 甲陽病院医師 田中先生 |
| ⑥ 5月25日：「地域病院における医師の役割－4」 | 市立甲府病院整形外科部長 堀内先生 |
| ⑦ 6月1日：「地域病院における医師の役割－5」 | 国立甲府病院重心病棟部長 内田先生 |
| ⑧ 6月8日：「地域病院における医師の役割－6」 | 南部町医療センター所長 市川先生 |
| ⑨ 6月15日：「地域病院における医師の役割－7」 | ほくと診療所医師 高添先生 |
| ⑩ 6月22日：「地域病院における医師の役割－8」 | きたむらクリニック院長 北村先生 |
| ⑪ 6月29日：「医学部卒業後のキャリアパス」 | 臨床教育センター長 板倉先生 |
| ⑫ 7月6日：「これからの医療」 | 臨床教育センター長 板倉先生 |
| ⑬ 7月13日：「病院における看護師の役割」 | 看護部長 佐藤先生 |
| ⑭ 7月20日：「地域病院における医師の役割－9」 | 牧丘病院医師 小澤先生 |
| ⑮ 7月27日：「ECE実習オリエンテーション」 | 地域医療学 佐藤教授 |

（※上記内容で予定しているが、都合により変更になることがある）

【実習期間】

- 接遇研修2：9月4日（月）1・2限
 グループA：9月5日（火）・6日（水）
 グループB：9月7日（木）・8日（金）

【報告会】

- 9月26日（火）1・2限
 （※詳細については後日CNSへ掲示する）

実習の全容については、平成28年度早期臨床体験（ECE）の手引きを参照のこと（7月初旬）

～中旬頃配布予定)。

佐藤教授による「ECE実習オリエンテーション」、「接遇研修1・2」を欠席した者は、実習を受けることができないので注意すること（実習不参加は単位修得不可）。レポートの提出、報告会への出席も必須事項である。特段の理由なく、レポート未提出、報告会を欠席の場合は、単位の修得が困難になる。

また、実習先での評価は単位取得に直接反映される。「不可」等の悪い評価がついた場合には、再実習、あるいは単位取得が困難となる。

外部講師による講義については、別途、レポートの提出を求める。どの講義についてのレポートを提出することになるかは後日CNSにて公表されるので、出席は必須である（録音を聞いて書かれたレポートは受理しない）。

※ この科目は地域医療学講座が担当するが、基本的に医学部教育委員会が主催している科目であり、最終的な判定は医学部教育委員会が行う。

3. 到達目標

【一般目標】

医師になることの動機付けのために、現場に赴き、現場を見、体を動かす、対話することで何かを感じることににより、これからの医学の学習に何らかのインパクトを受けること。

【行動目標】

- ① 実習を受けるにあたっての基本的な事項（挨拶、身だしなみ、接遇等）を身に付ける。
- ② ECEの目的を理解する。
- ③ 病院での医療スタッフの役割を理解する。
- ④ 医療スタッフ、患者さんとのコミュニケーションをとることができる。
- ⑤ 現場で、特に医師の役割を実感し、よりよい医療者になるべく勉学への動機を高める。
- ⑥ 患者さんの持つ不安に対し、何が医療に必要なかを考える。
- ⑦ 医療の現場で、患者さんに対する人格の尊重、思いやり、高齢者に対するいたわりの態度を身につける。
- ⑧ 体験したことを報告できる。

4. 評価方法・評価基準

No.	評価項目	割合	評価の観点
1	小テスト／レポート	40%	1. 外部講師の講義、2. 実習を通じて感じたこと・反省点についてのレポート提出、実習先からの評価等
2	受講態度	50%	講義、オリエンテーション、接遇研修、実習、報告会等への参加等
3	発表／表現等	10%	実習内容のまとめ、グループの協調性

地域医療学シラバス

履修年次：2～4年次

単位数：新カリキュラム（H28年度入学生～）2年次 1単位、3年次 2単位、
旧カリキュラム（～H27年度入学生まで）1～4年次 2単位

必修・選択の別：必修

1. 学修目標

地域医療の現状を理解し、地域医療の魅力と意義を感じるにより、地域医療に従事する意欲を持ち、地域医療に必要な知識と技術を身につける。

1) 地域医療に関する知識を習得する。

地域医療の現状と関連法規を概説できる。

地域における病院と診療所の役割を理解する。

2) 地域医療に必要な技術を理解する。

ECEで地域医療の現場を体験する

病院における災害訓練を経験する

救急車に同乗して救急現場を体験する

BSLで地域病院実習を行う

※ 本授業科目は、「COC コース別専門科目」

2. 授業計画

・新カリキュラム

1年から3年までの講義および実習で総合的に学習する。各実習、講義の詳細については別途概要を配布する。

実習が主となるが、実習後はレポートの提出をオンラインで行う予定である。

【1年次】

教養総合講義、ECEを中心として、地域医療の現状を理解する。

【2年次】

総合防災訓練への参加（ガイダンス・反省会を含む）を必須事項とし、災害医療の面から地域医療を理解する。

特段の理由なく不参加の場合は、単位修得が困難となる。

【3年次】

患者が病院に搬送される前の医療を体験する場として、24時間消防署に待機し、救急事案へ同行する救急車同乗実習を行う。また実習後、報告会を開催する。

オリエンテーション、事前講義を欠席した者は実習を受けることができないので注意すること。

また、エイズ知識普及啓発講習会（12月頃）への出席も必須としている。

1年次～3年次まで実習が中心となっており、実習については、オリエンテーション・ガイダンス・事前講義など事前学習への出席をもって参加が認められるので、出席は必須事項である。

特段の理由なく、事前学習を欠席、実習を受けない者、レポート未提出者、反省会・発表会・報告会などへの欠席者は、単位修得が困難になる。

また、全学年を通して、連絡などは随時CNSへ掲示するので、必ず確認すること。

・旧カリキュラム

1年から4年までの講義および実習で総合的に学習する。各実習、講義の詳細については別途概要を配布する。

実習が主となるが、実習後はレポートの提出をオンラインで行う予定である。

【1年次】

教養総合講義、ECEを中心として、地域医療の現状を理解する。

【2年次】

総合防災訓練への参加（ガイダンス・反省会を含む）を必須事項とし、災害医療の面から地域医療を理解する。

特段の理由なく不参加の場合は、単位修得が困難となる。

【3年次】

患者が病院に搬送される前の医療を体験する場として、24時間消防署に待機し、救急事案へ同行する救急車同乗実習を行う。また実習後、報告会を開催する。

オリエンテーション、事前講義を欠席した者は実習を受けることができないので注意すること。

また、エイズ知識普及啓発講習会（12月頃）への出席も必須としている。

【4年次】

山梨県における地域医療についてのテーマの提示を受け、現状調査・問題点の整理・解決策の検討を学生個人、またグループで考えるゼミ形式のフィールド研究を行う。

実習の成果は報告書にまとめるとともに学会形式の「発表会」にて発表する。発表会には学内外からゲストをお招きする予定である。

1年次～4年次まで実習が中心となっており、実習については、オリエンテーション・ガイダンス・事前講義など事前学習への出席をもって参加が認められるので、出席は必須事項である。

特段の理由なく、事前学習を欠席、実習を受けない者、レポート未提出者、反省会・発表会・報告会などへの欠席者は、単位修得が困難になる。

また、全学年を通して、連絡などは随時CNSへ掲示するので、必ず確認すること。

3. 到達目標

地域医療と僻地医療が異なることを理解し、地域医療の必要性と重要性を理解する。

地域医療の魅力と家庭医学の重要性を認識する。

4. 評価方法・評価基準

No.	評価項目	割合	評価の観点
1	小テスト／レポート	45%	自らの考えでレポートを記載、指示通りに作成しているか。
2	受講態度	45%	医療人として、実習を受け講義を聞くことができるか。実習先からの評価など。
3	発表／表現等	10%	自らの意見をまとめて発表できるか。

平成29年度臨床実習各科ローテーション表

< 平成29年4月～平成30年3月 >

年度 週		平成29年度																																																							
		1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	32	33	34	35	36	37	38	39	40	41	42	43	44												
グループ	a	1内	2外		眼科 (口腔外科含)	血内	麻酔	泌	県中	2内								整形	耳鼻	神内	産婦	精	臨検	病理	3内	1外	皮膚									放	小児	脳	救急																		
	b	2外	眼科 (口腔外科含)		血内	麻酔	泌	県中	2内	整形								耳鼻	神内	産婦	精	病理	臨検	3内	1外	皮膚	放									小児	脳	救急					1内														
	a	眼科 (口腔外科含)	血内		麻酔	泌	県中	2内	整形	耳鼻								神内	産婦	精	病理	臨検	3内	1外	皮膚	放	小児									脳	救急					1内	2外														
	b	血内	麻酔		泌	県中	2内	整形	耳鼻	神内								産婦	精	病理	臨検	3内	1外	皮膚	放	小児	脳								救急					1内	2外	眼科 (口腔外科含)	血内														
	a	麻酔	泌		県中	2内	整形	耳鼻	神内	産婦								精	病理	臨検	3内	1外	皮膚	放	小児	脳	救急											1内	2外	眼科 (口腔外科含)	血内	麻酔	泌														
	b	泌	県中		2内	整形	耳鼻	神内	産婦	精								病理	臨検	3内	1外	皮膚	放	小児	脳	救急												1内	2外	眼科 (口腔外科含)	血内	麻酔	泌														
	a	県中	2内		整形	耳鼻	神内	産婦	精	病理	臨検							3内	1外	皮膚	放	小児	脳	救急																				眼科 (口腔外科含)	血内	麻酔	泌	県中									
	b	2内	整形		耳鼻	神内	産婦	精	臨検	病理	3内							1外	皮膚	放	小児	脳	救急																							眼科 (口腔外科含)	血内	麻酔	泌	県中							
	a	整形	耳鼻		神内	産婦	精	病理	臨検	3内	1外							皮膚	放	小児	脳	救急																									眼科 (口腔外科含)	血内	麻酔	泌	県中	2内					
	b	整形	耳鼻		神内	産婦	精	病理	臨検	3内	1外							皮膚	放	小児	脳	救急																											眼科 (口腔外科含)	血内	麻酔	泌	県中	2内			
	a	耳鼻	神内		産婦	精	病理	臨検	3内	1外	皮膚							放	小児	脳	救急																													眼科 (口腔外科含)	血内	麻酔	泌	県中	2内		
	b	神内	産婦		精	臨検	病理	3内	1外	皮膚	放							小児	脳	救急																														眼科 (口腔外科含)	血内	麻酔	泌	県中	2内		
	a	産婦	精		病理	臨検	3内	1外	皮膚	放	小児							脳	救急																																眼科 (口腔外科含)	血内	麻酔	泌	県中	2内	
	b	精	病理	臨検		3内	1外	皮膚	放	小児	脳							救急																																	眼科 (口腔外科含)	血内	麻酔	泌	県中	2内	
	a	病理	臨検	3内		1外	皮膚	放	小児	脳	救急																																									眼科 (口腔外科含)	血内	麻酔	泌	県中	2内
	b	3内	1外		皮膚	放	小児	脳	救急																																											眼科 (口腔外科含)	血内	麻酔	泌	県中	2内
	a	1外	皮膚		放	小児	脳	救急																																												眼科 (口腔外科含)	血内	麻酔	泌	県中	2内
	b	皮膚	放		小児	脳	救急																																													眼科 (口腔外科含)	血内	麻酔	泌	県中	2内
	a	放	小児		脳	救急																																														眼科 (口腔外科含)	血内	麻酔	泌	県中	2内
	b	放	小児		脳	救急																																														眼科 (口腔外科含)	血内	麻酔	泌	県中	2内
	a	小児	脳		救急																																															眼科 (口腔外科含)	血内	麻酔	泌	県中	2内
	b	小児	脳		救急																																															眼科 (口腔外科含)	血内	麻酔	泌	県中	2内
a	脳	救急																																																	眼科 (口腔外科含)	血内	麻酔	泌	県中	2内	
b	脳	救急																																																	眼科 (口腔外科含)	血内	麻酔	泌	県中	2内	
a	救急																																																		眼科 (口腔外科含)	血内	麻酔	泌	県中	2内	
b	救急																																																		眼科 (口腔外科含)	血内	麻酔	泌	県中	2内	
a		1内		2外	眼科 (口腔外科含)	血内	麻酔	泌	県中																																										眼科 (口腔外科含)	血内	麻酔	泌	県中	2内	
b		1内		2外	眼科 (口腔外科含)	血内	麻酔	泌	県中																																											眼科 (口腔外科含)	血内	麻酔	泌	県中	2内

(注) 県中とは、山梨県立中央病院での実習を指します。

山梨県地域医療支援センターについて

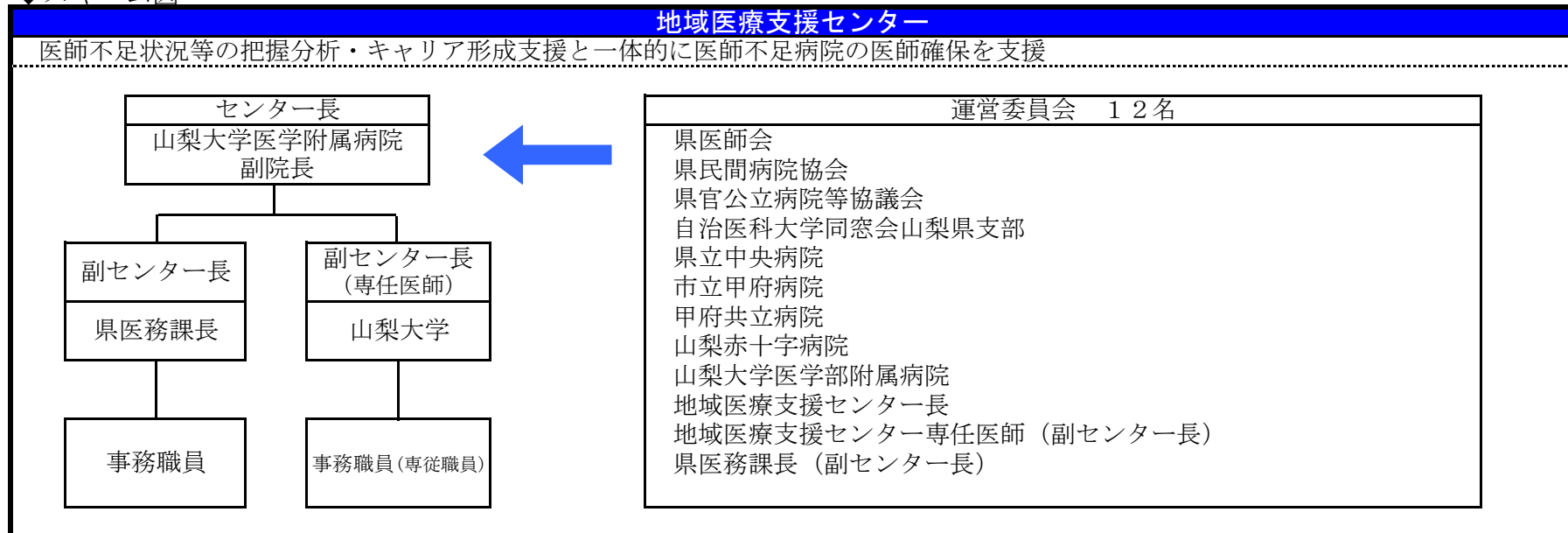
1 趣旨（現状・目的・効果）

- 【現状・課題】
- 山梨大学医学部地域枠、医師修学資金制度などにより医師数は増加見込み
 - 医師の高度・専門医療への志向等を背景に、地域偏在が生じている
 - 地域偏在の解消、若手医師の定着には、キャリア形成を支援しながら、医師不足病院の支援を行う仕組みの構築が必要
- 【目的】
- 地域枠医師等のキャリア形成支援と一体的に地域の医師不足病院の医師確保を支援
- 【効果】
- 医師の地域偏在の解消
 - 若手医師の県内定着の促進

2 地域医療支援センターの概要

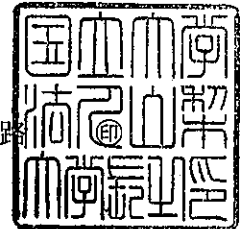
医師の地域偏在解消と定着促進を図るため、山梨大学と連携し、キャリア形成と医師不足病院の医師確保を一体的に支援する地域医療支援センターを設置する。

- ◆開設日 平成25年4月
- ◆実施主体 山梨県（事業を山梨大学等に委託）
- ◆設置場所 山梨県福祉保健部医務課、山梨大学医学部
- ◆職員体制
 センター長 山梨大学医学部附属病院副院長
 専任医師 1名 専従職員 1名（山梨大学）
- ◆スキーム図



平成 30 年度
医学部入学定員増員計画梨大第企第 9 号
平成 29 年 7 月 20 日

文部科学省高等教育局長 殿

国立大学法人山梨大学
学 長 島田 眞路

「地域の医師確保等の観点からの平成 30 年度医学部入学定員の増加について（平成 29 年 7 月 10 日文部科学省高等教育局長・厚生労働省医政局長通知）」を受けて、標記に関する資料を提出します。

<連絡先>

責任者連絡先	職名・氏名	医学部長・中尾 篤人
	TEL	055-273-8288
	FAX	055-273-7108
	E-mail	anakao@yamanashi.ac.jp

1. 現在（平成 29 年度）の入学定員（編入学定員）及び収容定員

入学定員	2 年次編入学定員	3 年次編入学定員	収容定員
1 2 5 名	0 名	0 名	7 5 0 名

(収容定員計算用)

	H24	H25	H26	H27	H28	H29	計
(ア)入学定員	125	125	125	125	125	125	750
(イ)2年次編入学定員							
(ウ)3年次編入学定員							

2. 本増員計画による入学定員増を行わない場合の平成 30 年度の入学定員（編入学定員）及び収容定員

入学定員	2 年次編入学定員	3 年次編入学定員	収容定員
1 1 0 名	0 名	0 名	6 4 0 名

(収容定員計算用)

	H30	H31	H32	H33	H34	H35	計
(ア)入学定員	110	110	105	105	105	105	640
(イ)2年次編入学定員							
(ウ)3年次編入学定員							

3. 平成 30 年度の増員計画

入学定員	2 年次編入学定員	3 年次編入学定員	収容定員
1 2 5 名	0 名	0 名	6 7 0 名

(収容定員計算用)

	H30	H31	H32	H33	H34	H35	計
(ア)入学定員	125	125	105	105	105	105	670
(イ)2年次編入学定員							
(ウ)3年次編入学定員							

↓ 内訳

(1) 地域の医師確保のための入学定員／編入学定員増 15 名

ア. 対象都道府県名及び増員数

大学が所在する都道府県	(山梨県)	15 名
-------------	-------	------

大学所在地以外の都道府県	(都道府県名)	名
--------------	---------	---

(2) (1) のうち平成 29 年度で終了する医学部入学定員の暫定措置の延長に係る入学定員／編入学定員増 15 名

ア. 対象都道府県名及び増員数

大学が所在する都道府県	(山梨県)	15 名
-------------	-------	------

大学所在地以外の都道府県	(都道府県名)	名
--------------	---------	---

(3) 研究医養成のための入学定員／編入学定員増 ____名
ア. 連携する大学

(4) 歯学部入学定員の削減を行う大学の特例 ____名
ア. 歯学部の削減人数 ____名

(歯学部入学定員：29年度 ____名→30年度 ____名)

* 編入学定員の削減の場合はその旨付記して下さい。

4. 地域の医師確保のための入学定員増について

<p>①大学が講ずる措置</p>	<p>○ 平成 29 年度までは、平成 20 年度新医師確保総合対策 10 名、平成 21 年度緊急医師確保対策 5 名、平成 22 年度緊急臨時的医師確保（経済財政改革の基本方針 2009 地域枠）5 名を含め、入学定員が 125 名であった。地域枠は、山梨県内高等学校卒業生であり、将来山梨県が指定する山梨県内の医療機関に従事することを誓約し、かつ、山梨県医師修学資金を受給する者を対象としており、推薦入試は全員が地域枠（35 名以内）とし、残りの 5 名は一般入試合格者（後期 90 名）のうち、入学後に希望者から選抜している。</p> <p>○ 平成 30 年度以降も上記の方針を継続し、条件を満たした者を選抜する。</p> <p>○ 山梨県医師修学資金の目的、義務について周知するため、山梨県と共同で説明会を開催する。（1 年次生を対象として 7 月に、5 年次生を対象として 10 月頃に開催。）</p>
<p>②地域医療を担う医師の養成に関する取組</p>	<p>○ 地域医療教育において、地域医療の現状と魅力を理解し、地域医療に従事する意識を向上させるため、1 年次に E C E（早期臨床体験実習）、2 年次に防災訓練への参加、3 年次に救急車同乗実習、4 年次には地域医療問題についてのフィールド研究を行うなど、地域での実習を中心としたカリキュラムを編成し、必修としている。また、講義・講演の講師も、地域中核病院の病院長や開業医、山梨県の医療行政担当者、がん患者等、幅広い分野の方々に参加していただいております、地域医療への関心を高めるものとなっている。</p> <p>○ 地域における医師の偏在が住民生活へ及ぼす影響、医療政策に伴う特定検診・特定保健指導の実施等について、医療経済学的視点から理解できるよう指導しており、また、今後増加が予想される在宅医療・在宅看護についても、実習や講義を通じて理解を深めさせている。</p> <p>○ 本学が中心となり、浜松医科大学、首都圏 3 私立大学と共同して大学病院連携型高度医療人養成事業を実施しており、各大学で実施する</p>

	<p>臨床研修会を参加校に所属する研修医に周知するなど、臨床医としての知識や技能習得の場を提供している。</p> <p>○ 平成 31 年度以降の 4 年次生のフィールド研究については、新カリキュラムに対応するため、地域病院における実習への変更を予定している。</p>
<p>③ 都道府県等との連携</p>	<p>【奨学金について】</p> <p>○ 奨学金の設定主体 山梨県（山梨県医師修学資金制度）</p> <p>○ 制度内容 第一種医師修学資金は、山梨県が指定する大学の医学を履修する課程に在学し、将来、県内の公立病院等において医師として勤務しようとする意思のある者への援助を目的としている。 第二種医師修学資金は、本学医学部医学科に在学し、将来、県内の特定公立病院等に医師として勤務しようとする意思のある者への援助を目的としている。</p> <p>○ 支給額 第一種医師修学資金は月額 5 万円。 （卒業までの総支給額 360 万円） 第二種医師修学資金は月額 13 万円。 （卒業までの総支給額 936 万円）</p> <p>○ 返還免除の条件（以下の条件を全て満たすこと。）</p> <p>1 第一種医師修学資金</p> <p>① 卒業後、2 年以内に医師の免許を取得すること。 ② 医師免許取得後 6 年を経過するまでの間に、山梨県内の公立病院等において 3 年以上の期間医師業務に従事すること。 ③ 山梨県内の病院が実施する初期臨床研修を修了すること。</p> <p>2 第二種医師修学資金</p> <p>① 卒業後、2 年以内に医師の免許を取得すること。 ② 医師免許取得後給付期間の 2 分の 5 に相当する期間を経過するまでの間に、山梨県内の特定公立病院等において給付期間の 2 分の 3 に相当する期間以上、医師業務に従事すること。 ③ 山梨県内の病院が実施する初期臨床研修を修了すること。</p> <p>○ 支給対象</p> <p>1 第一種医師修学資金 本学医学部医学科 35 名（地域枠入学者を優先）</p> <p>2 第二種医師修学資金 本学医学部医学科 1 年生 15 名（地域枠入学者を優先）</p> <p>○ 選抜方法</p>

	<p>提出された関係調書の審査により行う。</p> <p>【卒後のキャリアパス形成について】</p> <p>○ 山梨県と本学が共同して設置する「山梨県地域医療支援センター」において、地域卒学生等を中心に将来のキャリア形成上の不安を解消し、地域医療への従事と関心を高めることを目的としたセミナー等を開催している。</p> <p>さらに地域医療支援センターでは、地域卒学生に対し、地域卒制度・医師修学資金制度について、その目的等を再確認する機会（面談、説明会）を設け、より強い地域医療に対する意識付けを行い、キャリア形成を継続して支援する体制を整えることで、地域卒学生の県内定着を図っている。併せて、平成 32 年度までにはキャリア形成プログラムを策定し、地域卒等学生のキャリア形成及び山梨県の医師不足解消を図る。</p>
<p>④都道府県が貸与する奨学金を貸与する者の選抜方法</p>	<p>○ 山梨県医師修学資金による医師の定着を、山梨県医務課と連携し進めている。選抜方法は、山梨県医師修学資金修学生募集要項に基づき、本学から推薦された者（推薦入試合格者）を対象に、山梨県が関係調書に基づく審査を行い、貸与者を決定する。（第一種 35 名以内、第二種 15 名以内）</p> <p>○ 一般入試合格者（後期 90 名）で、入学後に貸与を希望した者のうち、本学から推薦された者（推薦入試合格者）を対象に、山梨県が関係調書に基づく審査を行い、貸与者を決定する。（第一種、第二種合わせて 5 名以内）</p>
<p>⑤その他</p>	<p>○ 地域卒入学者を中心とした希望者に対し、山梨県医学生等体験研修事業として実施している地域の診療所等における地域医療体験研修、在宅診療体験研修への参加機会を提供している。</p> <p>○ 臨床研修医の確保に向け、本学附属病院を含む山梨県内の 5 病院と山梨県医師会、山梨県保健所長会、山梨県医務課で構成する「山梨県臨床研修病院等連絡協議会」を中心に、山梨県全体の臨床研修体制を整備し、質の向上を目的とした臨床研修指導医講習会を実施している。</p>

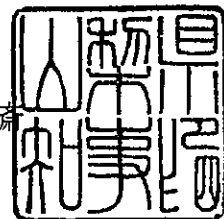


医 第 1 5 7 5 号

平成 2 9 年 7 月 1 9 日

厚生労働省医政局長 殿

山梨県知事 後藤 斎



地域の医師確保等の観点からの
平成 3 0 年度医学部入学定員の増加について (回答)

平成 2 9 年 7 月 1 0 日付け 2 9 文科高第 3 2 8 号・医政発 0 7 1 0 第 1 号で
通知のあったこのことについて、次のとおり回答する。

山梨県では、引き続き、地域医療を担う医師の確保・養成を図るため、平成
3 0 年度に開始する予定である、「第 7 次山梨県地域保健医療計画」において、
医学部入学定員の増加を医師確保対策の一つとして位置付け、大学と連携し、
卒後一定期間の地域医療等の従事を条件とする奨学金を設定するよう、記載す
ることを約束する。

山梨県福祉保健部医務課 医療企画担当 堀内
TEL 055-223-1480 FAX 055-223-1486
e-mail:horiuchi-amhz@pref.yamanashi.lg.jp

地域医療に関する学部教育のカリキュラムの概要

1 地域医療学講座の取り組み

平成20年度からの医学部医学科学生の入学定員10人増に伴い、新たに地域医療学講座を設置し「地域医療学」(2単位必修)を開講し、地域医療の現状、地域医療の魅力と意義などを効果的に教育するカリキュラムを実施している。この科目は、1～4年次にわたって開講する講義、演習及び実習により単位を修得させるものであり、学生にとって過度の負担とならないよう配慮し、地域医療へ従事する意欲を強化するものである。

2 地域医療に関する科目

・1年次

早期臨床体験実習 (ECE)

9月に、早期臨床体験実習 (ECE) を2日間実施する。

早期臨床体験実習 (ECE) の事前学習として、実習を行う病院の医師や在宅医療を行う医師、開業医を講師に招いて、「地域病院における医師の役割」の講義(前期9回)を実施する。また、実習に先立ち、接遇に関する演習(前期2回)を実施する。

・2年次

大規模災害訓練実習

5月に医学部附属病院で実施する大規模災害訓練に参加し、災害時の医療現場を体験する。また、災害時の地域医療連携について併せて学習する。

・3年次

① 救急車同乗実習

患者が病院に搬送される前の医療を体験する場として、24時間消防署に待機し、救急隊員に同行する救急車同乗実習を実施する。(9月に実施)

② エイズ知識普及啓発講習会

山梨県と連携したエイズ知識普及啓発講習会に参加し、HIV感染者等と共存する社会における患者支援、対応について学習する。(12月に実施)

・4年次

地域医療に関するグループ別フィールド研究

地域医療に関連したテーマを与え、グループ別フィールド研究を実施する。テーマ別の問題に対し、山梨県内の施設等への訪問調査を行い、問題解決のための方策をまとめるものである。秋にフィールド研究成果発表会を実施する。

・課外授業として

山梨県医学生等体験研修事業として実施している地域医療体験研修、在宅医療体験研修に参加する。